

「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」公募型企画競争提案説明書

1 業務名

札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務

2 本書の目的

本書は、札幌市（以下「本市」という。）が実施する「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とするものである。

3 業務の概要

「札幌市制 100 周年記念事業」に係るプロモーション、記念式典及び業務体制書の作成等に係る一切を業務の範囲とし、業務実施に向けた広報、連絡調整、関係者との権利関係の調整及び業務に関わる企画運営等を一括して行うものである。

4 業務の内容

業務の内容は、別紙企画提案仕様書のとおり。

なお、企画提案仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。

5 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の所定の日とする。

なお、所定の日は、企画提案されたプロモーションの内容に応じ、本市が定める。

(2) 事業費

50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、企画提案を見積もる際は、別紙企画提案仕様書中の 4(2)イにおいて本市が選定する出演者への出演料等として 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を見込み、その金額を当該 50,000,000 円に含めること。

※ 上記金額は、企画提案に当たっての規模を示すものであり、上記金額をもって契約することを保証するものではない。

(3) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、本市が設置する「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」企画競争実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条

の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することとする。

6 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者ではなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

7 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式1）
 - (2) 企画提案提出書（様式2）
 - (3) 企画提案者概要（様式3）
 - (4) 企画提案書（自由様式、A4片面）
 - (5) 見積書（自由様式、A4片面）
- ※ 上記(2)～(5)をまとめて、以下「企画提案書等」という。

8 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書等は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、具体的に分かりやすく記述すること。
- (2) 別紙企画提案仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので留意すること。
- (3) 企画提案書等は、企画提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。また、企画提案書等に記載された内容は、見積金額の範囲内で実施できるものとみなす。

9 企画提案書等の作成及び提出に当たっての留意事項

下記(2)~(4)については10部（正本1部、副本9部）提出すること。

副本には提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。また、正本及び副本の提出に当たっては、一式をクリップ等で留めることとし、ステープラーは使用せず、特別な製本も行わないこと。

(1) 企画提案提出書（様式2）

(2) 企画提案者概要（様式3）

(3) 企画提案書

自由様式、A4片面で作成し、表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。また、作成に当たっては、別紙企画提案仕様書を熟読の上、下記の点に留意すること。

ア 表紙をつけ、表題として「札幌市制100周年記念事業企画運営等業務 企画提案書」と記載すること。

イ 正本の表紙には「氏名（法人の場合はその名称又は商号）業務企画提案書」と記載すること（副本には記載しない。）

ウ 副本には、会社名（再委託予定先を含む。）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」又は「◎◎社」、氏名については、「■ ■」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

エ 企画提案者が提出できる企画は1案までとする。複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

オ 業務スケジュールを明記すること。

(4) 見積書

自由様式、A4片面で作成。経費の内訳を記載し、消費税及び地方消費税等の相当額も明示すること。

10 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項

募集要項は、下記ウェブサイトに掲載している。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/shisei100syunenikikakuunei.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和4年2月18日（金）午後5時00分まで（必着）

質問書（様式4）に記載の上、電子メールにより受け付ける。

件名は、「札幌市制100周年記念事業企画運営等業務に関する質問」とすること。なお、電話や来所による質問は受け付けない。

イ 回答

回答は、原則として、電子メールにより随時行うとともに、令和4年2月22日（火）午後5時00分までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答し

ない。

(3) 参加意向申出書の提出

ア 申込受付期間

令和4年2月24日(木)から同年3月2日(水)まで(必着)(土、日、祝日を除く。)

イ 申込受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

※ 持参又は郵送での提出とする。電子メール、ファクスでの提出は不可

(4) 企画提案書等の提出

ア 申込受付期間

令和4年2月25日(金)から同年3月9日(水)まで(必着)(土、日、祝日を除く。)

イ 申込受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

※ 持参又は郵送での提出とする。電子メール、ファクスでの提出は不可

(5) 連絡先・問い合わせ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局行政部総務課庶務係 担当：谷村・戸叶(とかのう)

電話 011-211-2162 F A X 011-218-5171

メールアドレス：somu.somu-keiyaku@city.sapporo.jp

(6) その他

ア 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 誤字等を除き、書類提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。

ウ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 書類の著作権は申込者に帰属するが、本市が本件企画競争の実施等に必要な場合には、本市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

カ 申込者は、本市に対し、申込者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

キ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、申込者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

ク 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

ケ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

11 契約候補者の選定方法

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体の選定は、本市が設置する「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

ア 選定は、企画提案書等について、下記 12 に示す評価項目及び評価基準に基づき、「札幌市制 100 周年記念事業企画運営等業務」企画競争実施委員会委員（以下「委員」という。）が書面及び下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）により評価点を算出し、各委員の評価点の合計値が高い順に契約候補者とする。

なお、各委員の評価点満点の合計値の 5 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者とししない。また、上記 5(2)に示す事業費を超える提案を行った場合も契約候補者とししない。

【企画提案審査会（ヒアリング）について】

- ・ 令和 4 年 3 月 16 日（水）に札幌市役所本庁舎での実施を予定
- ・ 出席者は統括責任者を含め最大 3 名までとする。
- ・ ヒアリングは 1 者あたり 30 分（説明 20 分、質疑 10 分）を想定し、順次個別に行う（ヒアリング時間は変更する場合がある。）。
- ・ ヒアリングに出席しない者の提案は無効とする。
- ・ ヒアリングにおいて、事業者名を述べることは認めないこととする。
- ・ ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

イ 選定結果通知

契約候補者の選定後、速やかに選定結果を申込団体全員に文書で通知する。

ウ その他

- ・ 参加者数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- ・ 参加者が 1 者となった場合でも、最低基準点を超えた場合に限り契約候補者とする。なお、各委員の評価点の合計値が同点の場合は、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、以下のとおり。

なお、各項目内に記載している点数は委員 1 人当たりの持ち点（100 点）である。

項目	評価基準
プロモーションの実施 （別紙企画提案仕様書中の 4(1)関係） 【40 点】	<input type="checkbox"/> メインターゲットである若者世代（概ね 10 歳代～40 歳未満）に焦点を当てつつも、その他の世代への PR などにも配慮したバランスの良いプロモーション手法となっているか。（10 点） <input type="checkbox"/> 市民等が楽しみながら札幌の魅力に触れることができるような市民参加型の企画が盛り込まれているか。（15 点） <input type="checkbox"/> 市民等が札幌への愛着や誇りを深めることができるようなプロモーション内容となっているか。（15 点）

<p>記念式典 (別紙企画提案 仕様書中の 4(2) 関係) 【40 点】</p>	<p><input type="checkbox"/> 演出方法は、一体感があり盛り上がり、来場者に来てよかったと思われるようなものになっているか。(15 点)</p> <p><input type="checkbox"/> プログラムの内容は、市制 100 周年記念にふさわしく、札幌への愛着や誇りを深めてもらえるような創意工夫がなされているか。(20 点)</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの方々に興味を持っていただき、来場に繋がるような広報戦略がとられているか。(5 点)</p>
<p>業務体制 (別紙企画提案 仕様書中の 4(3) 関係) 【10 点】</p>	<p><input type="checkbox"/> 業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。(10 点)</p>
<p>その他 【10 点】</p>	<p><input type="checkbox"/> 提案する全ての企画において、全体的なコンセプトに統一感があるか。(5 点)</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容に対して積算額が妥当であるか。(5 点)</p>

13 参加資格の審査等

参加意向申出書及び企画提案書等に基づき参加資格を審査し、審査結果は、令和 4 年 3 月 14 日（月）までに下記の方法により通知する。

- (1) 参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭又は F A X 等により通知する。
- (2) 参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨及び理由を記載した書面により通知する。

14 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

15 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本書等に定める手続き、方法等を順守しない者

16 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。